



総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

キクーン

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和3年10月12日
九州管区行政評価局

行政相談週間の行事として「くらし・行政困りごと相談所」、 「行政相談パネル展」を開設

- **総務省の「行政相談」**では、国民の皆様からの行政に関する苦情や意見・要望を行政の制度・運営の改善につなげています。

総務省では、行政相談制度を広く国民の皆様を知っていただき、ご利用いただけるよう、毎年10月の1週間を「**行政相談週間**」と定め、この週間を中心として、全国一斉に相談所や広報活動などの行事を実施しています。

令和3年度行政相談週間：10月18日（月）～24日（日）

- 九州管区行政評価局（局長：^{かわい}河合 ^{あきら}暁）では、行政相談週間の行事として、国の行政機関、弁護士会、司法書士会等にご協力をいただき、ワンストップでご相談に応じる「**くらし・行政困りごと相談所**」を福岡県内**2か所**で開設するほか、行政相談制度の歩みや改善事例を紹介する「**行政相談パネル展**」を開設します。
- 「くらし・行政困りごと相談所」は、無料で、秘密は厳守いたします。なお、**事前の予約が必要です**。各会場の開催日の1週間前からお電話で予約を受け付けます。予約の受付は先着順となっております。詳細は別添をご覧ください。（電話 092-431-7082 平日 9:00～12:00、13:00～17:00）
- 「行政相談パネル展」は、予約等は不要で、どなたでも入場できます。

本件照会先

総務省九州管区行政評価局

行政相談課長 右田 哲夫

電話：092-431-7082（直通）

メール：ksy31@soumu.go.jp

◆ **「暮らし・行政困りごと相談所」の開設日程**（開設日順）

登記、税金、年金など、行政の仕事や手続、サービスのほか、暮らしの中の様々な法律問題について、行政の担当者や法律の専門家にご相談をお受けいたします。

なお、いずれの会場も事前の予約が必要です。

（電話 092-431-7082 平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

筑後会場	日時：10月21日（木）13:30～16:00（受付は15:30まで） 場所：筑後市中央公民館 3階 軽運動室（筑後市大字山ノ井 899） 予約期間：10月14日（木）～20日（水）
田川会場	日時：10月29日（金）13:00～16:00（受付は15:30まで） 場所：田川青少年文化ホール 2階 大会議室（田川市平松町 3-36） 予約期間：10月22日（金）～28日（木）

（参加機関）

福岡法務局、福岡国税局、日本年金機構、開催市（筑後市又は田川市）、福岡県弁護士会、福岡県司法書士会、行政相談委員、九州管区行政評価局
（ご相談いただける相談の例）

- 登 記：相続に伴う不動産の名義変更手続 など
- 税 金：消費税、相続税の計算や税の申告方法 など
- 年 金：年金の受給資格や離婚時の年金分割 など
- 法律問題：家庭の問題や労働問題、近隣トラブル など
- そ の 他：行政一般に関する相談 など



（昨年度の相談所の様子）

＜皆様へのお願い＞

- ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。
 - ①発熱の症状のある方、②体調のすぐれない方、③新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある方の来場をお断りしております。
 - 相談される場合には、手指の消毒と非接触型体温計での体温測定にご協力ください。
- また、後日ご連絡が必要になったときのために、連絡先の記載をお願いいたします。

◆ 「**行政相談パネル展**」の開設日程（開設日順）

○ 今年、行政相談委員※制度は60周年を迎えました。60周年を記念し、かつ、行政相談週間の行事として、国民の皆さんにより一層行政相談制度について知っていただき、その利用を促進するため、福岡県内の2会場で行政相談パネル展を開設します。

○ 北九州市八幡西区役所（コムシティ4階）

日時：令和3年10月14日（木） 11:30～15:30

場所：北九州市八幡西区役所4階エントランスホール（JR黒崎駅前）

※ 北九州市八幡西区では、第2木曜日（八幡西区役所4階）と第4木曜日（イオンタウン黒崎2階）に、行政相談委員が定例相談所を開設（13:00～15:00）しています。 皆様からの相談をお待ちしています！

○ 福岡合同庁舎本館

日付：令和3年11月1日（月）～11月22日（月）

場所：福岡合同庁舎本館 エントランス（福岡市博多区博多駅東2-11-1）



（パネル展イメージ）

<皆様へのお願い>

- ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。
- ご入館時に手指の消毒をお願いいたします。
- 展示パネルは一定の間隔を空けて設置しておりますが、ご覧の際は、周囲の方とのソーシャルディスタンスにご留意いただきますようお願いいたします。

※ 行政相談委員とは

- ◆ 行政相談委員は、社会的信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する者から、市区町村長の推薦等を基に、総務大臣が委嘱した無報酬の民間有識者です。
- ◆ 住民から行政に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関等に対する通知を行うとともに、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることができます。
- ◆ 住民に身近な相談役として、全国に約5,000人（各市区町村に1人以上）、福岡県内に158人が配置されています（令和3年10月1日現在）。